

税金

3

固定資産税(家屋の所有権移転・取り壊し)



固定資産税は、1月1日現在の土地・家屋・償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます）に課税されます。

家屋の所有権移転・取り壊しについては、そのままにしないで届け出ください。

対象

- 家屋の所有権移転
- 取り壊し

※登記により、所有権移転・滅失登記をされている方については、届け出の必要はありません。詳しくは税務担当へお問い合わせください。

内容

届け出により、課税されなくなります。
※災害による減免制度もあります。災害等で被災された方は、ご相談ください。

申請に必要な物

- 所有権移転…新・旧所有者の印鑑
- 取り壊し……所有者の印鑑

問い合わせ先

住民企画課 税務収納係 電話 77-8376
1階10・11番窓口

4

非自発的失業者に係る 国民健康保険税の軽減について



倒産・解雇などによって離職され雇用保険に加入していた方は、国民健康保険税の軽減が受けられます。

対象者

雇用保険の特定受給資格者（倒産・解雇などによる離職）、雇用保険の特定理由離職者（雇い止めなどによる離職）として失業給付を受ける方

申請に必要な物

雇用保険受給資格者証

支援内容

国民健康保険税について、前年の給与所得を30/100に減らして計算します。

問い合わせ先

保健福祉課 国保係 電話 77-8379
1階9番窓口

5

軽自動車税の課税免除について



身体等に障がいのある方のために使用する軽自動車で、一定の要件を満たすものは、申請により軽自動車税を免除します。

対象

- 対象者** ※等級などの要件があります。
- ▶身体障害者手帳の交付を受けている方
 - ▶療育手帳の交付を受けている方
 - ▶精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
 - ▶戦傷病者手帳の交付を受けている方

対象車両

- ▶上記障がいの方が所有する軽自動車
 - ▶障がいの方と生計を同じくする方が、障がい者のために所有する軽自動車
 - ▶構造上、身体障がいの方が利用するための軽自動車
- ※軽自動車の利用状況について要件があります。

【その他】

- 申請できるのは、障がい者1人に対して1台のみです。
- ※普通自動車を希望される場合は、オホーツク総合振興局税務課へ申請ください。
- 軽自動車税は4月1日以前に車両登録をされていれば、その年の納税通知書が送られます。
- 申請期間は、毎年軽自動車税の納税通知書が届いて（5月10日前後）から、納期限の前日（令和5年は5月30日）までです。

免除内容

軽自動車税の課税免除

申請に必要な物

- 軽自動車税の納税通知書
- 障害者手帳
- 印鑑
- 運転者の免許証（本人もしくは介助者）

その他

税務収納係までお問い合わせください。なお自動車税については、オホーツク総合振興局税務課(0152-41-0612)へお問い合わせください。

問い合わせ先

住民企画課 税務収納係 電話 77-8376
1階10・11番窓口

6

パスポート（旅券）申請について



国外に渡航する方の国籍およびその他身分を証明する公的書類です。国外においては身分を証明する最も公的で通用度の高い身分証明書になり、出国・帰国の際に携帯および呈示が義務付けられています。

対象者

申請される方

申請に必要な物

申請書、戸籍謄本、写真、本人確認書類
※申請書は津別町役場にもあります。
詳細については、下記連絡先にてご確認ください。
オホーツク総合振興局
パスポート窓口 電話 0152-41-0603

パスポート申請交付窓口

- 美幌町役場戸籍年金窓口(電話:77-6532)
- ▶窓口での受付時間帯
申請 午前8時45分～午後4時30分
(土日祝日、年末年始を除く)
交付 午前8時45分～午後5時30分
(土日祝日、年末年始を除く)
- ▶住所：美幌町字東2条北2丁目25番地

問い合わせ先

保健福祉課 戸籍年金係 電話 77-8378
1階8番窓口